

公益財団法人富山県健康づくり財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人富山県健康づくり財団定款（以下「定款」という。）第19条第3号及び第30条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 財団定款第24条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 財団定款第14条の規定に基づき置かれる評議員をいう。
- (3) 報酬等 公益法人認定法第5条第13号に規定する報酬等をいう。
- (4) 費用 職務を遂行するために要する旅費交通費、雑費等の経費をいう。

(報酬)

第3条 定款第30条第1項の規定に基づき、特別の執行をした監事（公認会計士又は税理士の資格を有する監事に限る。）には、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 監査業務を実施したときは、日額30,000円を支給する。
- (2) 理事会等に出席したときは、日額10,000円を支給する。

2 前項に規定する監事以外の役員に対しては、定款第30条第1項の規定にかかわらず、報酬等は支給しない。

3 定款第17条に定めるとおり、評議員には、報酬等は支給しない。

4 報酬の支給日、支給方法、法令に基づき報酬から控除する額その他支給に関する取扱いは、公益財団法人富山県健康づくり財団職員の職員給与規程の適用を受ける常勤職員の例による。

(費用)

第4条 定款第17条第2項及び第30条第2項の規定に基づき、役員及び評議員には、職務遂行に要する費用を支給する。

(改廃手続)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人富山県健康スポーツ財団役員給与等規程及び財団法人富山県健康スポーツ財団役員旅費規程は、廃止する。